

桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務委託 仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務委託の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、提案内容及び協議の上、契約締結前に調整する場合があることを踏まえて提案すること。

2. 業務名

桜川市移住支援コンシェルジュ設置業務委託

3. 目的

移住希望者に対し、各種相談対応や生活環境等の現地案内をはじめとする支援を行うほか、移住前後の生活面の不安の解消や人的ネットワークの構築等の丁寧なフォローアップを行うため、専属の移住相談員（移住支援コンシェルジュ）を設置することにより、当市への移住・定住を促進することを目的とする。

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日（火）まで

5. 業務体制

本業務に専任の人員を配置し、その人員及び役割は次のとおりとする。

（1）移住支援コンシェルジュ 1名

当該移住支援コンシェルジュは、「6. 業務内容」に掲げる業務を担うものとする。

（2）要件

本業務により配置する移住支援コンシェルジュは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・移住希望者等の相談業務、移住に関する取組への助言、移住者の誘致に携わった経験者またはこれに相当する知識を有すると認められる者
- ・現に桜川市内に住所を有している者、あるいは「4. 履行期間」より以前に桜川市に住民票を異動することができる者
- ・週に5日程度、午前9時から午後4時までの間、桜川市内において本業務に専ら従事可能な者
- ・土曜、日曜、祝日の相談対応が可能な者
- ・普通自動車運転免許を有し、市内外の目的地へ自動車による移動が可能な者

6. 業務内容

(1) 移住支援コンシェルジュによる移住希望者への対応

- ・電話やりモート、対面など移住希望者のニーズに応じた移住相談対応を行うこと。必要に応じ発注者または関係機関への橋渡しをすること。
- ・移住希望者からの求めにより、移住希望者に対する現地案内を行うこと。
- ・茨城県及び関係団体が主催する移住関連イベントのうち、発注者が指定するイベントに相談員として参加し、イベント参加者からの相談対応を行うこと。現段階における出展予定イベントを「【別表】出展予定イベント」に示す。なお、別表にて示したイベントの他、発注者から参加の求めがあった場合、可能な限り対応すること。なお、イベント出展料及びブース設営に要するレンタル品借上料は発注者が負担する。
- ・公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が運営する「ふるさと回帰支援センター・東京」内「いばらき暮らしサポートセンター」と連携し、移住相談等に対応すること。
- ・移住相談対応に係る情報発信について、チラシ作成や SNS 等を活用しながら効果的に行うこと。

【別表】出展予定イベント

イベント	期日	場所
ふるさと回帰フェア 2026	9 月 12 日～9 月 13 日 (2 日間)	東京国際フォーラム
GOOD LIFE フェア 2026	9 月 25 日～9 月 27 日 (3 日間)	東京ビッグサイト
JOIN-FURUSATO 移住・交流&地域 おこしフェア 2026	11 月 14 日～11 月 15 日 (2 日間)	東京ビッグサイト
いばらき移住フェア	1 月 16 日 (1 日間)	東京交通会館

(2) 相談窓口の設置及び管理運営

- ・専用の相談窓口を設置し、当該相談窓口を管理運営すること。なお、本業務を確実に効果的に遂行できることが見込まれる場合、特定箇所相談窓口を常設することを必須としない。
- ・設置場所及び管理運営方法については、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- ・相談窓口専用の電話回線を用意すること。
- ・相談窓口の運営に必要な機材等については、原則としてすべて受注者が準備する。

(3) 移住者と地域コミュニティの関係づくり

- ・移住希望者や既移住者の希望に応じて、地域コミュニティとの関係づくりを促し、地域に溶け込み安心して定住できるように支援すること。
- ・本業務及び受注者が把握している移住経験者に対し、定期的な連絡・情報提供を行い、移住後のフォローアップを行うこと。
- ・移住希望者や既移住者、市内在住者を対象とし、地域に対する理解や関係構築、移住後の孤立や悩みの解消等を目的とした交流イベントを開催すること。なお、開催回数は1回以上とする。
- ・イベント等を開催した場合、その実績を効果的に広報すること。

7. 成果品

次の区分に応じ、必要書類を提出すること。なお、報告に当たって記載を求める事項として、別表【報告書記載事項】に掲げる内容を想定している。

(1) 月次報告

月の業務内容を翌月 5 日までに発注者へ報告すること。(相談件数、情報発信、活動日報等)

(2) 業務実績報告

本業務完了時、本業務の結果等を取りまとめの上、発注者へ実績報告書を提出すること。

別表【報告書記載事項】

- ・業務計画書
- ・移住支援コーディネーターの活動に関する事項（業務日報）
- ・移住相談対応、移住に係る問合せ対応に関する事項（相談記録簿）
- ・現地案内対応に関する事項（写真、記録簿）
- ・移住関連イベント出展に関する事項（写真、相談記録簿、レポート）
- ・交流イベントに関する事項（写真、レポート）
- ・広報活動に関する事項（写真、レポート）
- ・その他、発注者が提出を求めた書類等

8. その他留意事項

(1) 関係法令等

本委託業務の受注者は、委託契約書及び本委託業務仕様書並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記なき事項については、発注者の監督員と協議の上、その指示を受けるものとする。

(2) 業務管理

ア 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。

イ 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

(3) 打合せ

受注者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要に応じ協議を行い、目的達成に努めるものとする。

(4) 個人情報の取扱い

本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務特記事項」を遵守すること。

(5) 資料等の貸与

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受注者自らが行うが、既調査資料または文献等、発注者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。受注者が資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、貸与された資料は委託業務完了時に全て発注者へ返却するものとする。

(6) 成果品

本委託業務による成果品の著作権は市に帰属するものとする。なお、本業務の完了後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注責任において処理するものとする。

(7) 不可抗力による中止等

ア 悪天候、災害の発生等の不可抗力を事由として中止した場合、中止に伴って発生した経費等については、市と協議のうえ、調整等を行うものとする。

イ 当初企画したものが中止となった場合は、市と協議のうえ、委託料の範囲内において、再度、当該事業を企画し、実施することができる。

(8) 疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受注者は発注者と十分な打ち合わせまたは協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。

個人情報取扱事務特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、桜川市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(厳重な保管及び搬送)

第6 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返却又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返却し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(その他)

第12 乙は、前第1から第11までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。